

一般社団法人藤沢駅街区エリアマネジメント
定款（第 2 稿・案）

第一章 総則

（名称）

第 1 条 当法人は、一般社団法人藤沢駅街区エリアマネジメントと称する。

（主たる事務所等）

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市に置く。

（目的）

第 3 条 当法人は、藤沢駅周辺地区において賑わいに資する機会の創出や交流の促進・支援等、公共空間等を活用したまちづくり活動を行うことにより、地域の価値を高め、多様な人々が惹きつけられる場としていくことを目指し、湘南エリアの玄関口として街の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 当法人は、第 3 条の目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）地域価値向上の資するまちづくり活動の協議・企画・調整
- （2）公共施設等の管理、運営に関する事業
- （3）地域のコミュニティ形成に関する事業
- （4）地域活性化イベント事業（イベント等の企画・実施及び優良なイベントの誘引等）
- （5）地域に関する様々な情報発信
- （6）まちづくりに関する諸活動
- （7）防災及び防犯活動
- （8）その他、上記目的を達成するために必要な事業

（機関）

第 5 条 当法人は、社員総会、理事会及び監事を置く。

（公告）

第 6 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会員

（法人の構成員）

第 7 条 この法人の会員は、次の 5 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

また、当法人の会員は、第 3 条の目的に賛同する法人又は団体、又は個人とする。

（1）正会員

藤沢駅周辺地区に事業所を置く企業・事業者及び地権者で、本会の目的に賛同し、その事業

推進に積極的に関与する地権者及び企業（事業者）とする

(2) 準会員

藤沢駅周辺地区に事業所を置く企業・事業者及び地権者で、本会の目的に賛同し、その事業推進に貢献する地権者及び事業者、団体及び個人とする

(3) 市民サポーター会員

藤沢市民で、本会の目的に賛同し、その事業推進に貢献・支援する個人とする

(4) 賛助会員

本会の目的に賛同し、当法人の活動を支援・推進する団体及び個人とする

(5) 特別会員

上記以外で営利を目的としない団体とする

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会については、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 公序良俗に反する行為を行っているもしくは行う恐れがあると認められる者、反社会的勢力及びこれらに類する者は、本会に入会することができない。

(経費の負担)

第9条 当法人の事業活動の費用に充てるため、正会員は、理事会において定める会費を支払う義務を負う。

2 準会員、賛助会員は、理事会において別に定める準会費、賛助会費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 会員である企業又は団体が解散したとき

(3) 会員である企業又は団体が破産手続き開始の決定を受けたとき

(4) 2年間以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第11条 会員が退会するには、当法人所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 正会員は、前項の退会をもって一般法人法上の退社とする。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 定款に違反したとき

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については一般法人法における社員としての地位を失う。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に召集する。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合に召集する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個(1票)とする。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を求める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の2週間前までに通知するものとする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から、第20条第1項に定める決議の方法により議長を選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬に関する規約
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 各事業年度の予算の決定及び承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) 事業の全部又は事業の重要な一部の変更
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、代理人への委任によって議決権を行使することが出来る。この場合においては、正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(定数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、代表理事を1名、専務理事を2名以上とする。

(選任)

第25条 役員である理事及び監事は、正会員の中から選出し、社員総会の決議によって選任する。
特に、代表理事が認める場合は正会員以外役員を選出することができる。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 専務理事は、代表理事が選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任は妨げられない。

2 一般法人法で定められた役員員数(理事3名、監事1名)がかけた場合には、任期の満了又は辞任より退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その屋の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 当法人の業務執行の決定

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 事務局長の任免及び解任

(5) 入会申込者の入会の可否の決定

(種類)

第 32 条 理事会は、通常の理事会及び臨時理事会の 2 種類とする

2 通常の理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上招集する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に招集する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって 代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに通知するものとする。

3 前条第 3 項の 2 号又は一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、代表理事は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議決権)

第 34 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる、代表理事に事故又は支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から、その理事の互選により議長を選任する。

(定足数)

第 36 条 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。2 前項の議事録については、議長及び監事は、議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 監事は、定時総会において、監査報告をしなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、事務局が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(余剰金の不配当)

第43条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第7章 事務局

(事務局職務と人事)

第44条 当法人は、事務局を設置し、これによって事務全般を処理する。

2 事務局には、事務局長及び事務局次長、所定の職員を置く。

3 事務局長の任免等は、理事会の承認を得て代表理事が行う。

(ワーキングの設置)

第45条 事務局は、会及び活動の運営を補助して円滑に推進するため、必要に応じてワーキングを設置することができる。また、正会員からの申請により部会を置くことができる。

2 事務局は、ワーキングの設立、運営、改廃、成果物の取り扱い等を規定したワーキング運営規定を定めるものとする。

3 ワーキングには、座長及びメンバー、サポーター（社団法人／会員外）を配置できる。

4 ワーキングの座長は、事務局より選任し、座長は理事会への参加が認められる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、一般法人法第148条第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って解散するこ

とができる。

(残余財産の帰属)

第 48 条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 補則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 50 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 52 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

設立時監事

(設立時社員)

第 52 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

以上、一般社団法人藤沢駅街区エリアマネジメント設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日